

小学校入学準備金に関してよくあるご質問

Q.1 対象児童の兄姉が、就学援助の準要保護の認定を受けています。

再度、小学校入学準備金の申請を行う必要がありますか？

A すでに令和4年度就学援助の準要保護の認定を受けている世帯であれば、申請の必要はありません。

ただし、8月までに準要保護認定を取り消された世帯は、9月の受付期間内に再度、小学校入学準備金の申請を行う必要があります。

Q.2 二人分申請したいのですがそれぞれに申請書は必要になりますか？

A 申請書にある対象児童の記入欄に2名書き込めるようになっておりますので、申請書は1枚で構いません。

Q.3 住民票は別だが同じ住所地に居住する親族がいる場合、申請書への記入は必要ですか？

A 必要です。

詳しくは学務課までお問い合わせください。

Q.4 非課税世帯とはなんですか？

A 世帯全員の住民税が非課税である世帯のことです。

非課税とは、令和3年1月～12月までの所得の申告を行い、市町村民税が課税されていないことです。課税・非課税の確認については、勤務先もしくは令和4年1月1日時点でお住まいの市町村税関係窓口にてご確認ください。

Q.5 なぜ生活保護受給中だと対象外になるのですか？

A 生活保護受給中の世帯は、生活保護費の教育扶助として「入学準備金」が支給されるためです。

Q.6 現在那覇市外に住んでいます。

入学前には那覇市内に引っ越しの予定なのですが、支給の対象となりますか？

A 申請時に那覇市在住ではない場合、対象外となります。申請締め切り後に那覇市に転入される場合で、転入前の市町村において小学校入学準備金の支給がなかった方は、お子様の小学校入学後に就学援助の申請を行ってください。援助が認定された場合、「新入学児童生徒学用品費等」40,600円が支給されます。

Q.7 子供が入学する学校が市立でない場合どうなりますか？

A 私立・特別支援学校に入学するお子様は対象外となります。特別支援学校では、入学後に「特別支援学校就学奨励費」の制度がありますので、入学する特別支援学校にお問い合わせください。

Q.8 小学校入学準備金が支給された場合、小学校入学後の就学援助金も自動で支給されますか？

A 小学校入学準備金の支給を含め、就学援助は年度ごとに審査・認定を行っています。そのため、小学校入学準備金が支給された場合でも、入学後に就学援助の申請は必ず行ってください。援助認定されれば就学援助は支給されます。ただし小学校入学準備金が支給された方の場合、就学援助金の内「新入学学用品費」の支給はありません。

Q.9 小学校入学準備金の受給後、転勤で市外(公立学校)へと転出した場合は返金しないといけませんか？

A 転出先において、公立小学校へ入学した場合は、返金を求めておりませんが、転出先の市町村へ小学校入学準備金の受給内容などを報告します。

Q.10 領収書の提出は必要ですか？

A 領収書の提出は不要です。